

証拠の提出及び陳述等に関する意向確認書

- 1 地方自治法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会の付与に関すること。

監査委員は、請求人に請求の要旨を補足させるため、証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないとされています。

- (1) 証拠提出の機会の付与を希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

- (2) 陳述の機会の付与を希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

- 2 地方自治法第242条第8項に規定する陳述の聴取の立会いに関すること。

監査委員は必要があると認めるときは、請求人又は関係執行機関等から陳述の聴取を行う場合において、関係執行機関等又は請求人を立ち合わせることが出来ます。

- (1) 請求人の陳述を聴取する際に、関係執行機関等の立会いを希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

- (2) 関係執行機関等の陳述を実施する際に、立会いを希望しますか。

【 1 希望します ・ 2 希望しません 】

- 3 陳述を行う際の立会人以外の者の傍聴に関すること。

監査委員が立会人以外の者の傍聴を可とした場合、請求人又は関係執行機関等から陳述の聴取を行う際、関係執行機関等又は請求人以外の者が傍聴することが出来ます。

- (1) 請求人の陳述を聴取する際に、立会人以外の傍聴人がいても差し支えありませんか。

【 1 ありません ・ 2 あります 】

いずれかに○印を記入してください。

2及び3については、監査委員の判断の参考とさせていただきます。

年 月 日

(宛先) 五島市監査委員

請求人 住 所
氏 名 (自署)